

広島県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十六年四月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

本郷久井線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	旧	新	
三原市高坂町真良字清次ヶ迫四一 番二地先から 三原市高坂町真良字清次ヶ迫四五番一 地先まで	五・九〇 二〇・三〇	一五・五〇 六二・五〇	敷地の幅員 (メートル) 延長 (メートル)
	九〇・〇〇	九〇・〇〇	
		拡幅	